

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市多言語総合相談窓口（仮称）整備業務
発 注 課	総務局国際部交流課
選 定 事 業 者	公益財団法人札幌国際プラザ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>○（公財）札幌国際プラザ（以下、「国際プラザ」という）は、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。</p> <p>○本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められている外国人生活者等を対象とした一元的相談窓口の整備業務である。</p> <p>○相談窓口の設置場所については、利用促進や円滑な窓口運営の観点から、以下の理由により国際プラザの施設内（北1西3 札幌MNビル）が最も適していると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同施設は、これまでも地域の外国人はもとより多くの関係機関から外国人に係る相談ができる場所として広く認知されている。</li> <li>・運営主体となることが見込まれている国際プラザのオフィスと同一の場所に相談窓口を設置することにより、多文化共生施策に知見を有する職員の協力を効率的に取り付けることができるほか、国際プラザが実施する他の多文化共生事業との連携も強固なものとなる。</li> </ul> <p>○当該業務は、窓口設置場所となる国際プラザ施設内のレイアウトやネットワーク整備等を行うものであり、円滑かつ効率的に業務を進めること、さらには相談者にとって利用しやすい窓口となるようレイアウト・整備することが求められるが、これを実施できるのは、窓口設置先となる施設を保有し、その内容を熟知し、さらにこれまでも同施設内で外国人の相談に対応してきた国際プラザしかない。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号                  札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決 定 日	令和元年9月27日